

平成十八年二月十日受領  
答弁第四〇号

内閣衆質一六四第四〇号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年一月二十八日、公明党山本保議員主催のフォーラム（以下「フォーラム」という。）において麻生外務大臣の講演が行われ、その後の質疑応答において、同大臣より、今後、隣国のわだかまりもなく、戦争でお亡くなりになった方々を自然に追悼し得るようになるためにはどうすればよいか、との問題提起を行ったと承知している。また、同大臣は、フォーラムにおいて、麻生外務大臣として紹介されたものと承知している。

二について

平成十七年六月二日以降、御指摘の進言をしたことはない。天皇の靖国神社への御参拝については、その時々々の社会情勢を考慮しながら慎重に検討の上、これまでも宮内庁において対処してきている。

三について

御指摘の答弁書は、小泉内閣総理大臣が「人に奨励するとか、私の参拝を見習ってほしいとかいう気持ちは全くない」「人に参拝しなさいとか言う気持ちはありません」と述べていることについて答弁したも

のであつて、フォーラムにおける麻生外務大臣の発言とは何ら関係がない。

四から六までについて

お尋ねは、小泉純一郎衆議院議員の政治家個人としての判断に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

七について

麻生外務大臣は、平成十七年十月三十一日に外務大臣に就任して以来、靖国神社に参拝していないと承知している。

八について

国会議員に対する歳費支給の在り方については、政府としてお答えする立場にない。